

入札説明書等に係る質問書に対する回答（第2回）

令和4年6月14日公表
令和4年6月21日修正

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答	
			頁	I	1	(1)	①	(7)	(a)				
1	入札説明書等に係る質問書に対する回答	■入札説明書 No.9 提案用基準金利	2		No.9							「入札説明書に係る質問書に対する回答」9番で基準金利について「5月23日」という回答をいただいています。事業契約書54ページの基準金利にあるように、5月23日のRefinitivより提供されている午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート(TONA参照)としてJPTSROA=RFTBに掲示されているTONAベース15年もの(円/円)金利スワップレートと考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。提案に当たっては、以下の基準金利をご使用ください。 5月23日午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート(TONA参照)としてJPTSROA=RFTBに掲示されているTONAベース15年もの(円/円)金利スワップレートは「0.514」です。
2	入札説明書等に係る質問書に対する回答	■入札説明書 No.9 提案用基準金利	2		No.9							提案用基準金利について「令和4年5月23日」の金利を採用する旨の回答がございます。公平な入札条件に資するため、提案用基準金利の公表をご検討下さい。	No.1の回答をご参照ください。
3	入札説明書等に係る質問書に対する回答	■様式集 No.6,8,9 提案審査書類	11		No.6 No.8 No.9							正本は企業名あり、副本は企業名なし(または黒塗り)とのことですが、応募者負担軽減の観点から、正本も企業名なし(代表企業、設計企業などと呼称)とし、提案書冒頭に「企業名読み替え一覧表」を添付する形もお認めいただけないでしょうか。	認めます。
4	入札説明書等に係る質問書に対する回答	■様式集 No.15 インデックス	12		No.15							「I(事業計画提案書)、II(施設整備提案書)毎にインデックスを付けることで構いませんが、提案書類の見やすさ、分かりやすさに配慮して作成ください」とのご回答がありました。I、II毎にすることは事業者の負担が大変助かりますが、見やすさ、分かりやすさで特段の新しい工夫が思いつきません。従来通り、見やすさ、分かりやすさに配慮したうえで、インデックスを減らしてもよろしいでしょうか。	事業者に委ねます。様式集3頁3(2)②イ「提案書(VII)」についても修正します。
5	入札説明書等に係る質問書に対する回答	■様式集 No.34 配送車両の調達費	13		No.34							配送車両の調達費はあくまでも運営費に含めるとのことですが、配送車両の所有権については「実施方針等に係る質疑回答(No14)」で市への移転可である旨の回答を頂いており、配送車両は開業準備期間までに調達する必要があるため、施設整備費(サービス対価B)に含めることを認めていただけないでしょうか。あるいは、開業準備費(サービス対価C)に含めることを認めていただけないでしょうか。	配送車両の調達費を、施設整備費(サービス対価B)に含めることを認めます。その場合、様式集(Excel)において、配送車両の調達費は「その他関連費」に含めてください。開業準備費(サービス対価C)に含めることは認めません。(※配送車両を市の所有とする場合は、運行供用者としての賠償責任を市が負担することがないように、特別目的会社及び配送企業による連帯責任負担や、保険の付保などの対策を講じること。)
6	入札説明書等に係る質問書に対する回答	■事業契約書(案) No.14 SPC経費	17		No.14							中途解約時の出来高支払いの対象について、「②合理的なSPC経費」は含まれない、とのことですが、理由をご教示ください。	事業契約書第82条第1項に規定する支払額とは別に、同条第6項において、ご質問の費用について規定しています。したがって、「事業契約書(案)」に関する質問回答No.14の対象である同条第1項に規定する内容には、含んでおりません。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	I	1	(1)	①	(7)	(a)			
7	入札説明書等に係る質問書に対する回答	■事業契約書(案) No.26 土地使用賃借契約	19		No.26						「土地使用賃借契約」の対象敷地は、本事業敷地以外の市有地を想定されているとの理解で宜しいでしょうか。本事業敷地内での工事を行うにあたり、「土地使用賃借契約」を締結する必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	本事業敷地において工事を行うにあたり、賃借契約が必要です。
8	現地見学会	養精中での説明を受けて									本事業の開始は2025年1月です。24年2学期のランチボックス(牛乳)提供が12月のいつまでであるか分かりませんが、現在の配膳室は2学期の提供終了まで使うと思います。提供終了後から新センターからの提供開始までに全14校の学校配膳室の整備をしなければなりません。期間はどれくらいあると見込んでいますか。	工事が必要となる整備は、市が令和6年8月までに完了し、事業者には、令和6年12月24日頃から令和7年1月9日頃までの冬休み期間中に、カウンター、冷温蔵庫の撤去と棚、冷蔵庫の設置をお願いすることになります。短期間となりますが、現時点ではこの期間内で配膳室内の什器備品の撤去及び搬入が必要とお考えください。なお、設置の際に配管工事・配線工事等を行う必要はありません。なお、14校中2校(豊川中学校、東雲中学校)については、現在の配膳室とは異なる部屋を配膳室とするため、令和6年9月から、配膳室内の什器備品の撤去及び搬入が可能となる見込みです。
9	現地見学会	養精中での説明を受けて									配送校の配膳室の冷蔵庫等の配置計画は、市より提示いただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。設置前の事前協議で決定する予定です。
10	入札説明書	入札及び提案審査書類の受付	14	IV	1	(12)	①				7月15日の「※時刻は別途通知する」はいつごろ通知されるのでしょうか。	令和4年6月3日付で、各事業者に通知しました。
11	要求水準書	事業期間	2	I	2	(1)					設計・建設期間が令和4年(2022年)12月～令和6年(2024年)10月とありますが、建設資材納期などを踏まえて考えると工程に余裕がありません。落札者決定から事業契約締結の間に、行政協議等進めることは可能でしょうか。	可能とします。
12	要求水準書	事業期間	2	I	2	(1)					落札者決定後から契約締結の間に、地盤レベルや道路レベルなど測量レベルの調査を行うことは可能でしょうか。	可能とします。 【令和4年6月21日回答追記】ただし、東側敷地については、令和4年9月から令和5年2月中旬まで、市が別件工事に係る土砂の仮置き場として使用する予定のため、測量ができない場合があります。
13	要求水準書	アレルギー対応食	9	I	3	(5)					アレルギー対応食について、対象の生徒への渡す方法や場所等は検討されていますでしょうか。	今後検討しますが、基本的には配膳室を予定しています。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	(7)	(a)		
14	要求水準書	外構計画	12	II	2	(1)	④	ア		雨水排水における雨水流出抑制施設について、要求水準書(案)に対する質疑回答書にて不要との回答があり、4/5公告の要求水準書からは記載が削除されています。以上より、雨水流出抑制施設の設置は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	要求水準書	主要諸室の概要	19	II	2	(3)	②			ごみ集積施設は「茨木市ごみ集積施設設置基準に基づき」とあります。同基準は住宅用に書かれたものではないでしょうか。事業所の場合、どう読み替えれば良いのでしょうか。	同基準中「6 事業所におけるごみ集積施設の設置について」をご参照ください。延床面積1,500㎡を超える場合は、別途市環境事業課と協議が必要になります。
16	要求水準書	建設業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務	29	II	6	(1)	①			各種許認可等の書類の写し(スキャンデータ)についてTIFF方式とありますが、データの扱いやすさの観点から解像度300dpi以上の1bit形式であればPDFデータでも宜しいでしょうか。	要求水準書の当該箇所を、次のとおり修正します。 各種許認可等の書類の写し(スキャンデータ(TIFF方式またはPDF形式、解像度300dpi以上、G4圧縮形式))
17	要求水準書	工事監理業務	31	II	7			エ		「民間(旧四会)連合協定・建築監理業務委託書」に示される業務とありますが、監理業務は「常駐監理」ではなく「一般監理」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	要求水準書	構内道路、歩道、通路、駐車場、縁石、門扉、フェンス等	42	IV	2	(3)	⑦			凍結等により転倒の恐れのある場合は、貴市と協議の上、融雪剤等を散布してもよろしいでしょうか。	構いません。事業者の提案に委ねます。
19	要求水準書	埋設配管、側溝、桧等	42	IV	2	(3)	⑨		a)	ごみ、砂等の堆積物が外部から入りにくいようにする。との記載がありますが、これは、維持管理業務ではなく、設計・建設業務にあたるのではないのでしょうか。	ご指摘を踏まえ、要求水準書の当該箇所を「ごみ、砂等の堆積物がたまらないようにする。」に修正します。
20	要求水準書	除害施設	43	IV	3	(3)	⑦			除害施設の維持管理は、下水道法施行規則に基づいた定期的な計測(毎日(水温、PH)、隔週(BDO)、毎週(それ以外)など)が必要と思慮しますが、日常的に計測が定められている水温、水素イオン(PH)につきましては、機械による自動計測もしくは有人によるアナログ計測等にて実施すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。計測方法については、事業者に委ねます。
21	要求水準書	清掃業務内、防鼠・防虫対策	46	IV	9	(2)	③			鼠・害虫駆除を定期的に又は発生を確認した都度実施すると記載がありますが、47頁④には長期休業期間中に1回ずつ年3回、鼠・害虫等駆除を行うとの記載があり、どちらの実施回数が正しいのでしょうか。尚、IPMの考え方やSDGsの観点から可能な限り薬剤散布は控えた方が良いのではないのでしょうか。	要求水準書47頁の当該箇所の「学校の長期休業期間中に1回ずつ年3回」を「定期的」に修正します。駆除方法については、事業者の提案に委ねます。
22	要求水準書	給食エリアの定期清掃	46	IV	9	(3)	②	イ	b)	作業に必要な照度とは、JIS照度基準にて定められた照度を満たす必要があるという認識でよろしいでしょうか。(例:調理エリア…一般の製造工場など)	ご理解のとおりです。 要求水準書20頁II2(4)イd)及びd)において、各室にJIS規格に基づく照度を設備を設置することを記載しており、維持管理業務においても、この照度を満たすようにしていただくという趣旨です。
23	要求水準書	回収準備業務	60	V	4	(3)		エ		指定のごみ袋とありますが、市で指定があるのでしょうか。また、ごみ袋は事業者が購入するのでしょうか。	ごみ袋の指定については未定です。 購入については、ご理解のとおり事業者での購入をお願いします。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	(7)	(a)		
24	要求水準書	回収準備業務	60	V	4	(3)		キ		配膳に使用した牛乳カゴ、パンカゴは適宜洗浄するとありますが、頻度や洗浄方法に決まりごとはありますでしょうか。	特にありません。事業者の提案に委ねます。
25	資料 9	簡易給食の提供								簡易給食の例にあります米飯および汁物1品(レトルトカレー)の想定につきまして、アルファ化米はお湯で対応しますか、それとも水で宜しいのでしょうか。お湯の場合は、何度を想定されているかご教示いただけませんかでしょうか。	生徒の喫食時に温かい状態で提供したいため、お湯での対応としてください。また、お湯は一度沸騰させたものを使用する想定です。
26	資料 9	簡易給食の提供								簡易給食の例にあります米飯および汁物1品(レトルトカレー)の想定につきまして、レトルトカレーは温めてから各校に配送を想定されていますでしょうか。	ご理解のとおり、レトルトカレーはお湯等で温めてからの配送を想定しています。パックのまま保温食缶に入れて各校へ配送する想定です。
27	様式集 (WORD)	社名等明記	2		3	(1)	②			提案書の記述について、以下の理解でよろしいでしょうか。 ①正本は、構成員を実名で明記しなければならない。金融機関を含め、ほかの企業等を実名にするか匿名にするかは事業者判断。また、構成企業については設計企業1、調理設備企業1など企業の業態で表してもよろしいでしょうか。 ②副本は、構成員(金融機関も含む)を匿名や墨塗等で隠す。 ③副本は、提出者を特定できないと事業者が考える企業等は実名でよい(業務委託を想定している地元企業など)。	①正本においては、金融機関を含め実名表記としてください。ただし、実名との対照表を添付するのであれば、設計企業1などの企業業態で示すことも可とします。 ②ご理解のとおりです。 ③副本においては、当該地元企業が事業の中で重要な役割(例えば配送業務等)を担う予定の場合は匿名又は黒塗りとしてください。
28	様式集 (WORD)	ファイル	3		3	(2)	②	ア		「提案書(I～VI)」及び「提案書(VIII～X)」は、別々ではなく、1冊のファイルに綴じてよいでしょうか。	「提案書(I～VI)」及び「提案書(VIII～X)」は、別々ではなく、1冊のファイルに綴じてください。様式集3頁3(2)②の当該箇所に明記します。
29	様式集 (WORD)	添付書類								添付資料について、以下の理解でよろしいでしょうか。 ①提案にかかわるものであれば何を添付してもよい。 ②関心表明書(地元一般企業、金融機関＝タームシート含む)は正本のみに添付する。 ③②以外の資料を、正本だけに或いは正副すべてに添付するかは事業者判断。ただし、副本に添付する分は提出者を特定できるような記載があれば墨塗等で隠す。 ④閉じ込む箇所やA4・A3、両面・片面印刷は事業者の判断でよい。	①③については、ご理解のとおりです。 ②については、副本にも関心表明書の写しを添付してください。 ④については、事業者の判断に委ねますが、補足資料であることが明確に分かるように、様式作成にご留意ください。
30	様式集 (WORD)	VII-3 配置計画図 (縮尺 1/500)								様式VIIで1/500の配置図について、図面がA3サイズに収まらないため、用紙サイズを変更して頂けないでしょうか。	用紙サイズについては、A2サイズも可とします。また、東側敷地と西側敷地で用紙を分けて、A3・2枚とすることも可とします。様式集の当該箇所を修正します。
31	様式集 (WORD)	VII-7 イメージスケッチ (外観及び内観)								「イメージスケッチとして、外観1枚以上及び内観1枚以上を作成」とあり、上限枚数「2枚」とありますが、複数の外観、内観スケッチを作成してもよいとの理解でしょうか。また、内観スケッチは、給食エリア内を中心に作成すればよいでしょうか。	ご理解のとおりです。 様式集において、提案書VII-7の枚数制限「2枚」を「任意」に修正します。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	(7)	(a)		
32	様式集 (Excel)	VIII-4 資金収支計画表								◆備考7について用語の確認をさせていただきます。 「施設整備費元金償還額相当分収入」とは「サービス対価B(元金償還分)相当分収入」、「施設整備費支払利息相当分収入」とは「サービス対価B(支払利息分)相当分収入」、「維持管理・運営費等相当分収入」とは「サービス対価D相当分収入」及び「サービス対価E相当分収入」のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	様式集 (Excel)	VIII-5 損益計算書・消費税等計算書								◆備考4について サービス対価B、給食センター設計・建設業務原価については支払期限到来基準により計上することとなっておりますが、事業契約第97条3項に基づいてSPCが提出する計算書類については、税理士又は公認会計士の判断により別基準により計上すること、となった場合はかかる専門家の判断に従って、本様式についても支払期限到来基準以外の基準で作成・提出する、との理解でよいでしょうか。	ご指摘を踏まえ、様式集の該当箇所を次のとおり修正します。 「サービス対価B(元金償還分)相当分収入」、「サービス対価B(支払利息分)相当分収入」及び「給食センター設計・建設業務原価」については、 支払期限到来基準引渡基準 により計上してください。 税理士又は公認会計士の判断により別基準により計上することとなった場合であっても、本様式は引渡基準で作成・提出してください。
34	様式集 (Excel)	IX-3 維持管理費見積書(内訳表)								◆備考3 は誤記でしょうか。	ご指摘を踏まえ、様式集の該当箇所を次のとおり修正します。 3 算定根拠は、 固定料金と変動料金の考え方も含め 、できるだけ具体的に記入してください。
35	様式集 (Excel)	IX-5 修繕費・更新費見積書(内訳表)								◆備考3について 「各年の想定される支出を踏まえ、事業期間の総額(資金収支計画書の合計欄と一致)を記入してください」とありますが、具体的に様式VIII-4のどの項目の事業期間合計と一致すればよいか、ご教示ください。	ご指摘を踏まえ、様式集の該当箇所を次のとおり修正します。 3 各年の想定される支出を踏まえ、事業期間の総額(資金収支計画書の合計欄と一致)を記入してください。
36	様式集 (Excel)	IX-9 固定料金・変動料金の考え方								光熱水費・使用量のデータ管理等の「固定料金の考え方・含まれる内容」「変動料金の考え方・含まれる内容」につきまして、前回の回答で「事業者に委ねる」とご回答をいただきましたが、光熱水費の支払い自体は貴市業務であり、そもそも光熱水費の内訳(固定料金・変動料金)のデータ管理は、事業者では行えないものと思料しますので、あくまでも使用量の管理を行えばよいとの理解で宜しいでしょうか。	光熱水費・使用量のデータ管理等の費用が光熱水費の規模に関係なく一定であれば、すべて固定費で構いません。
37	事業契約書 (案)	維持管理・運営業務の承継	31	8章	2節	67条	4項			以下のとおり修文をご検討ください。 変更前:…維持管理企業をして… 変更後:…維持管理企業又は運営企業をして…	ご意見を踏まえ、事業契約書(案)の当該箇所次のとおり修正します。 事業期間終了後1年を経過するまでの期間において、第2項に規定する手続において、維持管理・運営業務の引継ぎが不十分であったと確認された場合、事業者は、維持管理企業 又は運営企業 をして、茨木市又は茨木市の指定する第三者に対して、引継ぎが不十分であった事項の説明、資料の提供その他引継ぎの補完に必要な対応を行わせるものとする。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	I	1	(1)	①	(7)	(a)			
38	事業契約書(案)	サービス対価(一括払い)	54	別紙2	1	(2)	イ				サービス対価Aの上限価格について、対象となる設計業務費、建設業務費、工事監理費業務費、調理設備調達業務費、各種許認可申請等の手続業務費、建中金利の合計が、通知いただいた上限価格に満たない場合は、対象業務の合計額が上限価格となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	事業契約書(案)	サービス対価(一括払い)	54	別紙2	1	(2)	イ				令和5年度末時点の出来高は、設計業務費、建設業務費、工事監理費業務費、調理設備調達業務費、各種許認可申請等の手続業務費の進捗度に対してという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	事業契約書(案)	サービス対価Aの上限金額	54	別紙2	1	(2)	イ				第三文において「サービス対価Aは、別途定める上限金額以内で…」とありますが、当該上限金額をご教示ください。	令和4年5月23日付で、入札参加資格審査を通過した事業者に通知したとおりです。
41	事業契約書(案)	金利計算方法	54	別紙2	1	(2)	ウ				「・金利計算方法」に以下の追記をご検討ください。ただし、初回は期間2ヶ月とし、かつ最終回は1ヶ月とする。	ご指摘を踏まえ、事業契約書(案)の当該箇所を次のとおり修正します。 各回の支払において、期間3ヶ月(0.25年)後取として計算する。ただし、初回は期間2ヶ月とし、かつ最終回は1ヶ月とする。
42	事業契約書(案)	サービス対価D支払方法	56	別紙2	1	(4)	イ				サービス対価Dについて「…年度毎に固定された金額を支払う。…年間支払額の4分の1相当額を、…支払う。」とありますが、1事業年度内で四半期毎に平準化された金額であればよく、維持管理・運営期間を通して平準化された金額でなくてもよい、とのことでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	事業契約書(案)	サービス対価B各回支払内訳	75	別表							第1回事業契約書(案)に係る質問回答No.21の回答内容を踏まえ、事業契約書P.75 サービス対価Bの各回支払内訳に、金利計算期間の項目を追加して頂けないでしょうか(貴市及び事業者間で、各回の金利計算期間について認識共有が出来ます)。	原案のとおりとします。
44	事業契約書(案)	サービス対価B各回支払内訳	75	別表							第1回事業契約書(案)に係る質問回答No.28の回答内容を踏まえ、事業契約書P.75 サービス対価Bの各回支払内訳について、以下の変更をご検討頂けますでしょうか。 変更前:各回毎に「消費税及び地方消費税相当額」を記載 変更後:第0回を追加し、割賦払いに係る消費税額を記載する。かつ、第1回目以降の消費税額の欄を斜線表記する。	割賦払いに係る消費税の合計を第1回目に記入してください。 第2回目以降の消費税額の欄には斜線表記します。